

平成24年度施策に関する事後評価書（案）
（モニタリング評価対象施策）

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2
(環境省24-14)

施策名	目標4-1 国内及び国際的な循環型社会の構築				
施策の概要	循環型社会形成推進基本計画等を着実に施行して国内における循環型社会の構築を図るとともに、3Rイニシアティブに基づいて国際的な循環型社会構築を図る。				
達成すべき目標	循環型社会形成推進基本計画に基づき定められた、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の削減等の目標を達成するとともに、3Rイニシアティブに基づき国際的に3Rを推進することにより、循環型社会の形成をめざす。				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	当初予算(a)	465,000	640,000	725,000	682,000
	補正予算(b)				
	繰り越し等(c)			(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	465,000	640,000	(※記入は任意)	
執行額(千円)	424,000	589,000	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

測定指標	1 資源生産性(GDP÷天然資源等投入量)(万円/トン) ※基準年が平成17年に改定されてGDPで算出。そのため、過去の計画や点検結果とは一致しない。	基準値	実績値					目標値
		12年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	27年度
		24.8	33.7	33.9	37.9	37.4		40.3
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	2 循環利用率(循環利用量÷総物質投入量)(%)	基準値	実績値					目標値
		12年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	27年度
		10.0	13.5	14.1	14.9	15.3		14~15
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	3 廃棄物最終処分量(百万トン)	基準値	実績値					目標値
		12年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	27年度
		56	27	22	19	19		23
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
施策に関する評価結果	目標の達成状況	各指標とも順調に推移しており、平成21年度時点で、循環利用率及び最終処分量は目標を達成している。						
	目標期間終了時点の総括	-						

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会循環型社会部会において、循環型社会形成推進基本計画の見直しに向けた検討を行った。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「第三次循環型社会形成推進基本計画」:環境省
---------------------------	------------------------

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 循環型社会推進室	作成責任者名	河本 晃利	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	------------------------------	--------	-------	----------	---------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(環境省24-15)

施策名	目標4-2 各種リサイクル法の円滑な施行によるリサイクル等の推進					
施策の概要	各種リサイクル法の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。					
達成すべき目標	定められた計画値・目標値の達成に向けて、各種リサイクル法の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	378,324	552,141	613,711	792,305
		補正予算(b)	300,000	203,208	496,662	
		繰り越し等(c)	△ 289,826	97,687	△ 304,407	
		合計(a+b+c)	388,498	853,036	805,966	
	執行額(千円)	311,891	830,668	687,024		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	1	容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量(千トン)	基準値	実績値					目標値
			年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
		-	「別紙のとおり」						
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		
	2	家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率(%)	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標
			年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
		-	「別紙のとおり」						
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		
	3	食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率(%)	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標
			年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
		-	「別紙のとおり」						
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		
	4	建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(%)	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標
			年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
		-	「別紙のとおり」						
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		
	5	資源有効利用促進法におけるパソコン及び小型二次電池の自主回収・再資源化率(%)	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標
			年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
		-	「別紙のとおり」						
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		
	6	自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバック類)の再資源化率(%)	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標
			年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
		-	「別紙のとおり」						
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		
	7	(間接)容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数(全市町村数に対する割合)[市町村数(%)]	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標
			年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
		-	「別紙のとおり」						
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>○容器包装リサイクル法については、全市町村に対する分別集実施市町村の割合は、ガラス製容器、ペットボトル、スチール製容器、アルミ製容器が前年に引き続き9割を超えた。また、分別収集量は、ペットボトル、プラスチック製容器包装、段ボール製容器は増加傾向にある。</p> <p>○また、容器包装廃棄物におけるリサイクル率等は、それぞれ以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙製容器包装(平成22年度):20.3%(回収率) ※紙製容器包装リサイクル推進協議会調べ、行政回収・集団回収分を含む ・ペットボトル(平成23年度):79.6%(回収率) ※ペットボトルリサイクル推進協議会調べ、事業系回収分を含む ・スチール製容器(平成23年度):90.4%(リサイクル率) ※スチール缶リサイクル協会調べ、消費重量に対する再生利用重量の割合 ・アルミ製容器(平成23年度):92.5%(リサイクル率) ※アルミ缶リサイクル協会調べ、消費重量に対する再生利用重量の割合 ・段ボール製容器(平成23年度):96.2%(回収率) ※段ボールリサイクル協議会調べ、段ボール原紙の消費量に輸出入分を調整したものに對する段ボール古紙の回収量の割合 <p>○家電リサイクル法については、平成24年度における再商品化率は、家庭用エアコン、ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の全てで法定基準を上回る率が引き続き達成されている。</p> <p>○家電リサイクル法に基づくルート以外で不適正に処理されているものにつき、そのフローを調査するとともに、違法な行為については関係省庁と連携して対策を図っている。</p> <p>○食品リサイクル法については、業種別に設定された平成24年度における再生利用等実施率の目標に対して、食品製造業及び食品卸売業では達成されているが、食品小売業及び外食産業では達していない。</p> <p>○建設リサイクル法については、コンクリートとアスファルトについて既に平成22年度の目標値を上回っているが、木材は達成されていない。</p> <p>○資源有効利用促進法におけるパソコン及び小形二次電池については、いずれも目標値を上回る再資源化が実施されている。</p> <p>○自動車リサイクル法については、自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)、ガス発生器(エアバッグ類)のいずれも目標値を大幅に上回る再資源化が実施されている。</p> <p>以上のことから、目標達成に向けおおむね期待通りの成果が得られている。</p> <p>○容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法については、各法の附則等に定められた見直し時期の到来を踏まえ、施行状況の点検・課題の整理を重点的にを行い、その結果を受けた対応を検討する必要がある。</p> <p>○「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が平成24年8月に公布され、平成25年4月に施行されたところ。円滑的な制度の運用と推進を図るため、市町村等の参加を促進していく必要がある。</p>
	目標期間終了時点の総括	—

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○中央環境審議会循環型社会部会の容器包装の3R推進に係る小委員会、家電リサイクル制度評価検討小委員会、食品リサイクル専門委員会、自動車リサイクル専門委員会において、各リサイクル法の施行状況等について報告等している。</p> <p>○委員の意見を踏まえ、目標の達成状況に容器包装廃棄物のリサイクル率等を追記。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について(環境省)</p> <p>○家電リサイクル実績について(経済産業省、環境省)</p> <p>○食品リサイクルの現状(農林水産省、環境省)</p> <p>○建設副産物実態調査結果について(国土交通省)</p> <p>○資源有効利用促進法に基づく自主回収及び再資源化の各事業者等による実施状況の公表について(経済産業省、環境省)</p> <p>○自動車リサイクル法の施行状況(経済産業省、環境省)</p>
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 リサイクル推進室	作成責任者名	庄子 真憲	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	------------------------------	--------	-------	----------	---------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2
(環境省24-16)

施策名	目標4-3 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)				
施策の概要	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。				
達成すべき目標	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	当初予算(a)	49,028,000	44,345,000	43,294,000	126,095,000
	補正予算(b)	0	17,106,000	17,879,000	0
	繰り越し等(c)	17,111,000	1,196,000	290,782,000	
	合計(a+b+c)	66,139,000	62,647,000	351,955,000	
執行額(千円)	60,882,000	54,158,000	(*記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

測定指標	1 一般廃棄物の排出量(百万トン)	基準値	実績値					目標値
		12年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	32年度(27年度)
		55	48	46	45	45(災害廃棄物を入れると50)	調査中	41(49)
		年度ごとの目標値						
	2 一般廃棄物のリサイクル率(%)	基準値	実績値					目標値
		24年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	29年度
		22(見込み)	20	20	21	20(災害廃棄物を入れると25)	調査中	26
		年度ごとの目標値						
	3 一般廃棄物の最終処分量(百万トン)	基準値	実績値					目標値
		9年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	27年度
		12	5.5	5.1	4.8	4.8(災害廃棄物を入れると5.3)	調査中	5.0
		年度ごとの目標値						
	4 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量(g-TEQ/年)	基準値	実績値					目標値
		15年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	当面の間
		71	42	36	33	32	調査中	33
		年度ごとの目標値						

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>○東日本大震災等の災害によって生じた廃棄物を除くと、平成23年度の一般廃棄物の排出量は45百万トン。平成27年度において達成するとしている中間目標の49百万トンを前倒しで達成している。</p> <p>○東日本大震災等の災害によって生じた廃棄物を除くと、平成23年度の一般廃棄物のリサイクル率は20%。平成29年度の目標値である26%を下回っていることから、現時点では目標を達成していない。リサイクル率は、毎年着実に増加してきたが、ここ数年間は横ばいで推移している。</p> <p>○東日本大震災等の災害によって生じた廃棄物を除くと、平成23年度の一般廃棄物の最終処分量は4.8百万トン。平成27年度の目標値である5.0百万トンを下回っていることから、現時点では目標を達成している。最終処分量は、減少傾向が継続している。</p> <p>○平成23年度の一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量は32g-TEQ/年。当面の間の目標値である33g-TEQ/年を下回っていることから、現時点では、目標を達成している。</p>
	目標期間終了時点の総括	—

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	一般廃棄物処理実態調査
---------------------------	-------------

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	作成責任者名	山本 昌宏	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	------------------------	--------	-------	----------	---------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

施策名	目標4-4 産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)				
施策の概要	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。				
達成すべき目標	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	当初予算(a)	11,349,000	13,374,415	11,459,191	10,651,000
	補正予算(b)	0	0	4,000,000	0
	繰り越し等(c)	1,950,000	4,720,000	(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	13,299,000	18,094,415	(※記入は任意)	
執行額(千円)	7,213,000	16,656,000	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

測定指標	1 産業廃棄物の排出量(百万トン)	基準値	実績値				目標値	
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	27年度
		419	403	390	386			423
		年度ごとの目標値						
	2 産業廃棄物のリサイクル率(%)	基準	実績値				目標値	
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	27年度
		52	54	53	53			53
		年度ごとの目標値						
	3 産業廃棄物の最終処分量(百万トン)	基準	実績値				目標値	
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	32年度(27年度)
		20	17	14	14			13(18)
		年度ごとの目標値						

施策に関する評価結果	目標の達成状況	平成19年度から平成22年度までに産業廃棄物排出量は33百万トン減少、リサイクル率は1%増加、最終処分量は6百万トン減少し、平成27年度において達成するとしている目標を前倒しで達成している。最終処分量については、第三次循環型社会形成推進基本計画において定めた平成32年度目標の達成に向けても、順調に推移している。
	目標期間終了時点の総括	—

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会 循環型社会部会、廃棄物処理基準等専門委員会 等
-----------------	---------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	産業廃棄物排出・処理状況調査
---------------------------	----------------

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課	作成責任者名	塚本 直也	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	----------------------------	--------	-------	----------	---------

施策名	目標4-5 廃棄物の不法投棄の防止等					
施策の概要	不法投棄等の未然防止・拡大防止対策及び残存事案対策、有害な廃棄物の適正な処理の確保等、並びに特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保を図る。					
達成すべき目標	不法投棄等の未然防止・拡大防止対策及び残存事案対策、有害な廃棄物の適正な処理の確保等、並びに特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	3,960,450	3,969,978	542,939	375,530
		補正予算(b)	0	4,200,000	4,338,663	
		繰り越し等(c)	-125,532	-4,688,323	1,180,948	
		合計(a+b+c)	3,834,918	3,481,655	6,062,550	
	執行額(千円)	3,834,918	3,481,655	5,262,874		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	平成23年2月第177回国会衆・参環境委員会環境大臣挨拶において、産業廃棄物の適正な処理を推進し、不適正処理・不法投棄対策を進めるなど、安全・安心な廃棄物処理を推進との発言があった。					

測定指標	1 産業廃棄物の不法投棄件数	基準値	実績値					目標値
		11年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
		1,049	308	279	216	192	25年末頃公表予定	H11年度に対し概ね半減
		年度ごとの目標値						
	2 産業廃棄物の不法投棄量(万トン)	基準値	実績値					目標値
		11年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
		43.3	20.3	5.7	6.2	5.3	25年末頃公表予定	H11年度に対し概ね半減
		年度ごとの目標値						
	3 5,000トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数	基準値	実績値					目標値
		11年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
		-	4	2	2	2	25年末頃公表予定	0
		年度ごとの目標値						
	4 有害廃棄物の適正な処理の確保	基準値	実績値					目標値
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
		-	廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドラインを作成	感染性廃棄物処理マニュアルを改訂	PFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項を策定	新型インフルエンザ発生時の廃棄物処理事業継続計画作成例を作成	感染性廃棄物処理マニュアルを改訂	1,4-ジオキサン等について廃掃法施行令等を改正
		年度ごとの目標値						
	5 クリアランス物のトレーサビリティの確保	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
		-	-	-	クリアランス制度に係る現場確認作業マニュアルを作成	クリアランス物情報管理システムを新たに構築	-	-
		年度ごとの目標値						
6 放射性物質を含む廃棄物の適正な処理の確保	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	
	年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度	
	-	-	-	-	-	放射性物質に汚染された廃棄物の測定等の調査を実施	-	
	年度ごとの目標値							
7 パーゼル法輸出承認件数	基準値	実績値					目標値	
	年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度	
	-	46	71	57	50	51		
	年度ごとの目標値							

	基準値	実績値					目標値
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
8 パーゼル法輸入承認件数	-	36	40	46	44	50	-
年度ごとの目標値							
	基準値	実績値					目標値
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
9 廃棄物処理法輸出確認件数	-	33	27	30	26	41	-
年度ごとの目標値							
	基準値	実績値					目標値
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
10 廃棄物処理法輸入許可件数	-	9	18	11	9	7	-
年度ごとの目標値							
	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
11 パーゼル法・廃掃法(輸出入関連)違反に係る告発件数	-	0	1	0	0	0	-
年度ごとの目標値							

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>○不法投棄対策等については、不法投棄の件数は減少、量も減少しており、基準年(平成11年度)の値を概ね半減という目標は達成した。</p> <p>○有害な廃棄物の適正な処理の確保については、平成24年5月に「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を改訂した。また、平成25年1月及び2月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正し、1,4-ジオキサンを含有する産業廃棄物の特別管理産業廃棄物への追加等を行った。</p> <p>○パーゼル法及び廃棄物処理法による厳格な輸出入審査を実施した。</p> <p>○地方環境事務所において、輸出業者等への法規制の周知徹底のための法規制に関する情報提供の定期的な実施及び事前相談への対応を行うとともに(パーゼル法等説明会の実施(全国9カ所)や事前相談の実施(約1,600件)等)、不法輸出入疑義案件への対応として、税関における開披検査への立会等を行い、適正な輸出入の確保のための取組を進めた。</p> <p>○パーゼル法の適切な運用に向けて、規制対象の明確化のための判断指針案の公表、有識者による検討会の開催等を行い、検討を進めた。</p> <p>○アジア地域における情報交換体制(アジアネットワーク)を推進し、パーゼル条約担当官等が出席するワークショップの継続的な開催、ウェブサイトの運用等により、アジア地域の有害廃棄物等の不法輸出入の防止に貢献した。</p> <p>○電気電子機器廃棄物やコンピュータ機器廃棄物等の環境上適正な管理に関するアジア各国等のニーズに基づき、パーゼル条約下で行われているアジア地域における電気電子機器廃棄物の環境上適正な管理に関するプロジェクトや、コンピュータ機器廃棄物パートナーシッププログラム(PACE)における各プロジェクトに環境省担当職員が参画し、プロジェクトの計画・実施を行った。</p>
	目標期間終了時点の総括	-

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成23年度)について http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16150
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 適正処理・不法投棄対策室	作成責任者名	是澤 裕二	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	----------------------------------	--------	-------	----------	---------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2
(環境省24-19)

施策名	目標4-6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理				
施策の概要	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。				
達成すべき目標	中山間地域等の污水処理施設整備として、浄化槽の普及を行い、生活排水の適正な処理によって健全な水環境を確保する				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	当初予算(a)	128,561	97,564	74,535	66,703
	補正予算(b)	0	0	0	0
	繰り越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	(※記入は任意)
	合計(a+b+c)	128,561	97,564	(※記入は任意)	(※記入は任意)
執行額(千円)	72,583	65,290	(※記入は任意)	(※記入は任意)	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

測定指標	浄化槽処理人口普及率(浄化槽普及人口の総人口に対する割合)(%)	基準値	実績値					目標値
		24年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	29年度
		9.0%	8.87	8.84	8.74	8.75	調査中	12.0%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
	年度ごとの目標値	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
年度ごとの目標値								
年度ごとの目標値		施策の進捗状況(実績)					目標	
							年度	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	廃棄物処理施設整備計画に基づき、平成29年度時点での浄化槽処理人口普及率12%を目標と設定。平成23年度末時点で8.75%(岩手、福島は公表対象外)と、ここ数年増加の傾向はない。
	目標期間終了時点の総括	-

学識経験を有する者の知見の活用	污水処理施設に関する都道府県構想の徹底した見直しを加速させ、より効率的な污水処理施設の整備及び運営が進むよう3省が連携し、新たに3省統一の都道府県構想策定マニュアルを作成するため、様々な観点から本マニュアルに盛り込むべき内容等について検討する委員会を設立し、専門的知識を有する学識経験者等から意見等を聴取した。(平成25年2月15日に第1回を開催)
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「平成20～23年度末の污水処理人口普及状況について」(農林水産省、国土交通省、環境省調べ)
---------------------------	--

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 浄化槽推進室	作成責任者名	高澤 哲也	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	----------------------------	--------	-------	----------	---------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(環境省24-20)

施策名	目標4-7 東日本大震災への対応(災害廃棄物の処理)				
施策の概要	東日本大震災により発生した災害廃棄物の安全かつ迅速な処理を推進する。				
達成すべき目標	平成26年3月末までを目途に災害廃棄物の処理・処分を完了する。福島県については、一部平成26年3月末までの終了が困難であることから、平成25年夏頃を目処に全体の処理見通しを明らかにする。				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の状況(千円)				
	当初予算(a)	-	-	362,859,000	134,828,000
	補正予算(b)	-	762,183,000	0	
	繰り越し等(c)	-	0	21,846,000	
合計(a+b+c)	-	762,183,000	384,705,000		
執行額(千円)	-	322,894,000	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

測定指標	1 災害廃棄物の処理・処分割合(%)		施策の進捗状況		目標
			23年度実績	24年度実績	25年度
			8.1	58	100

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>○平成25年3月末時点において、災害廃棄物の処理割合は、岩手県49% 宮城県65% 福島県40% 3県全体58%。</p> <p>○岩手県・宮城県とも、広域処理を含むすべての処理先を確保。平成26年3月末までに処理可能な見込み。</p> <p>○福島県については、一部平成26年3月末までの終了が困難であることから、平成25年夏頃を目処に全体の処理見通しを明らかにする。</p>
	目標期間終了時点の総括	-

学識経験を有する者の知見の活用	<p>・東日本大震災に伴い発生した災害廃棄物の処理にあたり、国立環境研究所を中心として立ち上げた震災対応ネットワークの知見を活用し、津波堆積物処理指針等を取りまとめた。</p> <p>・災害廃棄物の処理の安全評価を行うため、災害廃棄物安全評価検討会を開催。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	作成責任者名	山本 昌宏	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	------------------------	--------	-------	----------	---------

測定指標	1. 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千ト] <ul style="list-style-type: none"> ア. 無色のガラス製容器 イ. 茶色のガラス製容器 ウ. その他の色のガラス製容器 エ. 紙製容器包装 オ. ペットボトル カ. プラスチック製容器包装 キ. スチール製容器 ク. アルミ製容器 ケ. 段ボール製容器 コ. 飲料用紙製容器 2. 家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率[%] <ul style="list-style-type: none"> ア. 家庭用エアコン イ. ブラウン管式テレビ ウ. 液晶・プラズマテレビ エ. 冷蔵庫・冷凍庫 オ. 洗濯機・衣類乾燥機 3. 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率[%] <ul style="list-style-type: none"> ア. 食品製造業 イ. 食品卸売業 ウ. 食品小売業 エ. 外食産業 4. 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率[%] <ul style="list-style-type: none"> ア. コンクリート塊 イ. アスファルト・コンクリート塊 ウ. 建設発生木材 5. 資源有効利用促進法におけるパソコン及び小形二次電池の自主回収・再資源化率[%] <p>(※処理された廃棄物の重量に対する再資源化量の割合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. デスクトップパソコン イ. ノートブックパソコン ウ. ブラウン管式表示装置 エ. 液晶式表示装置 オ. ニカド電池 カ. ニッケル水素電池 キ. リチウムイオン電池 ク. 小形制御弁式鉛蓄電池 6. 自動車リサイクル法における自動車破碎残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化率[%] <ul style="list-style-type: none"> ア. 自動車破碎残さ(シュレッダーダスト) イ. ガス発生器(エアバッグ類) 7. (間接)容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数(全市町村数に対する割合)[市町村数(%)] <ul style="list-style-type: none"> ア. 無色のガラス製容器 イ. 茶色のガラス製容器 ウ. その他の色のガラス製容器 エ. 紙製容器包装 オ. ペットボトル カ. プラスチック製容器包装 キ. スチール製容器 ク. アルミ製容器 ケ. 段ボール製容器 コ. 飲料用紙製容器 							
	実績値	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	目標年度	目標値
指標	1ア	327	328	327	323	調査中	27年度	356 (計画値)
	イ	287	284	283	278	調査中		307 (計画値)
	ウ	181	189	188	190	調査中		184 (計画値)
	エ	84	89	93	91	調査中		171 (計画値)
	オ	284	287	297	298	調査中		340 (計画値)
	カ	672	688	709	726	調査中		1,004 (計画値)
	キ	249	245	226	219	調査中		307 (計画値)
	ク	124	133	131	131	調査中		152 (計画値)
	ケ	554	598	603	616	調査中		781 (計画値)
	コ	15	15	16	14	調査中		28 (計画値)
	2ア	89	88	88	89	91		各年度
	イ	89	86	85	79	82	55	
	ウ	-	74	79	83	87	50	
	エ	74	75	76	79	80	50(~20年度) 60(21年度~)	
	オ	84	85	86	87	86	50(~20年度) 65(21年度~)	
	3ア	93	93	94	95	調査中	24年度 (平成25年 度以降も暫	85
	イ	59	58	53	57	調査中		70

ウ	37	36	37	41	調査中	定期的に平成 24年度の目 標値を継続)	45	
エ	13	16	17	23	調査中		40	
4ア	97	-	-	-	-	22年度	95	
イ	98	-	-	-	-		95	
ウ	89	-	-	-	-		95	
5ア	77.3	76.9	76.1	76.6	調査中	各年度	50	
イ	54.1	56.8	55.6	57.2	調査中		20	
ウ	75.4	74.3	74.8	74.4	調査中		55	
エ	70.8	69.4	69.8	71.8	調査中		55	
オ	73.3	73.6	73.2	72.8	調査中		60	
カ	76.6	76.6	76.6	76.6	調査中		55	
キ	63.3	72.5	73.5	60.4	調査中		30	
ク	50.0	50.0	50.0	50.0	調査中		50	
6ア	72.4~80.5	77.5~82.1	79.9~87	92~94	調査中		各年度	30(~21年度) 50(22年度~) 70(27年度~)
イ	94.1~94.9	93.2~100	93~100	92~100	調査中			85
7ア	1,723 (95.7%)	1,689 (96.5%)	1,660 (94.9%)	1,639 (94.1%)	調査中	27年度	1,784 (97.9%) (計画値)	
イ	1,724 (95.8%)	1,690 (96.5%)	1,662 (95.0%)	1,643 (94.3%)	調査中		1,786 (98.0%) (計画値)	
ウ	1,716 (95.3%)	1,687 (96.3%)	1,657 (94.7%)	1,646 (94.5%)	調査中		1,794 (98.2%) (計画値)	
エ	644 (35.8%)	637 (36.4%)	627 (35.8%)	613 (35.2%)	調査中		974 (53.3%) (計画値)	
オ	1,765 (98.1%)	1,736 (99.1%)	1,711 (97.8%)	1,694 (97.2%)	調査中		1,806 (98.9%) (計画値)	
カ	1,308 (72.7%)	1,287 (73.5%)	1,303 (74.5%)	1,293 (74.2%)	調査中		1,517 (83.0%) (計画値)	
キ	1,780 (98.9%)	1,749 (99.9%)	1,722 (98.4%)	1,698 (97.5%)	調査中		1,821 (99.7%) (計画値)	
ク	1,780 (98.9%)	1,749 (99.9%)	1,718 (98.2%)	1,698 (97.5%)	調査中		1,822 (99.7%) (計画値)	
ケ	1,620 (90.0%)	1,621 (92.6%)	1,583 (90.5%)	1,591 (89.6%)	調査中		1,759 (96.3%) (計画値)	
コ	1,390 (77.2%)	1,354 (77.3%)	1,357 (77.5%)	1,314 (75.4%)	調査中		1,591 (87.1%) (計画値)	

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

施策名	目標6-1 環境リスクの評価					
施策の概要	化学物質による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質の環境リスク初期評価調査を実施し、環境を経由した化学物質による影響の未然防止を図る。 化学物質の内分泌系かく乱作用について調査研究を実施し、各化学物質が人の健康や生態系に及ぼす影響について明らかにし、リスク評価を実施する。 子どもの健康と環境に関する全国調査を実施し、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。 					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	171,528	138,208	109,496	119,822
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰り越し等(c)	△1,575	1,575	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	169,953	139,783	(※記入は任意)	
執行額(千円)	140,925	121,868	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	1 化学物質環境実態調査を行った物質数・媒体数	基準値	実績値					目標値
		16年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		-	344	220	151	151	106	96
	年度ごとの目標値			344	220	151	151	
	2 化学物質審査規制法の優先評価化学物質に係る環境調査事業を行った物質数・媒体数	基準値	実績値					目標値
		16年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
		-	-	-	-	-	16	-
	年度ごとの目標値							
	3 EXTEND2010における検討対象物質として、平成26年度末までに100物質程度を選定する。	基準値	実績値					目標値
		16年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
		-	12	27	40	63	85	100
	年度ごとの目標値							
	4 環境リスク等初期評価実施物質数	基準値	実績値					目標値
		16年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		57	33	23	21	19	23	14
	年度ごとの目標値			-	-	-	19	19
	5 子どもの健康と環境に関する全国調査の参加者(親子)数(累積)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	39年度
		-	11 (パイロット調査H21年2月よりリクルート開始)	453 (パイロット調査)	3,208 (調査実施体制の整備・H23年1月調査開始)	30,626	64,572	100,000
	年度ごとの目標値			-	-	8,000	33,000	68,000

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>○化学物質環境実態調査では、106物質数・媒体数の化学物質の一般環境中における残留状況を把握し、化学物質に係る各種施策に活用された。</p> <p>また、化学物質審査規制法の優先評価化学物質に係る環境調査事業では、16物質数・媒体数の化学物質の一般環境中における残留状況を把握し、優先評価化学物質のリスク評価に活用された。</p> <p>○化学物質の内分泌かく乱作用を評価するための試験法の開発を進めるとともに、個別の化学物質についての評価を進めた。</p> <p>○平成24年度については、環境リスク初期評価のための基礎情報の収集・検討作業を推進し、目標の19物質に対し、23物質について環境リスク初期評価結果をとりまとめた。なお、25年度については環境リスク初期評価手法の見直しを併せて行うため、環境リスク初期評価実施物質数を前年度比下方修正し14物質とする。</p> <p>○「子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)」については、基本計画に基づき、調査実施主体となるコアセンター、メディカルサポートセンター、全国15地域のユニットセンターにおいて調査実施体制を整備し、平成23年1月末より参加者の募集・登録を開始した。平成24年度はリクルート数の目標が68,000人であったのに対して、64,572人がリクルートされた。</p>
	目標期間終了時点の総括	—

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会</p> <p>○環境リスク初期評価に関しては、中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会において専門的な検討をいただいているところ。</p> <p>○多数の専門家からなるエコチル調査企画評価委員会、国際連携会議、広報戦略委員会を設置し、本調査の企画・評価を実施し、適宜事業に反映。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成25年度版「化学物質と環境」(平成26年3月公表予定)
---------------------------	-------------------------------

担当部局名	環境安全課 環境リスク評価室	作成責任者名	上田 康治 長坂 雄一	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	-------------------	--------	----------------	----------	---------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(環境省24-28)

施策名	目標6-2 環境リスクの管理				
施策の概要	化学物質審査規制法(以下、化審法という)に基づく、化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化学物質排出把握管理促進法(以下、化管法という)に基づき、PRTRデータを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。				
達成すべき目標	化学物質について化審法に基づき、安全性評価を実施し、我が国の化学物質管理の推進を図る。化管法、PRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	当初予算(a)	237,372の一部	187,920の一部	93,868	93,090
	補正予算(b)	△17,997	0	0	0
	繰り越し等(c)	△3,024	0	(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	168,457	187,920の一部	(※記入は任意)	
執行額(千円)	125,321	147,033	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-				

測定指標	1 化学物質ファクトシートの作成・更新数(累計)	基準値	実績値					目標値
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
		-	-	-	-	-	40	20
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	20	-
	2 化学物質アドバイザーの派遣数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
		-	-	-	-	-	25	36
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	36	-
	3 PRTR対象物質の環境への総排出量(継続物質:単位トン)	基準値	実績値					目標値
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
		-	483,370	435,263	421,504	398,145	-	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-
	4 (スクリーニング評価実施物質数/スクリーニング評価対象物質数)×100	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
		-	-	-	100	100	100	-
年度ごとの目標値		-	-	100	100	100	-	
5 ダイオキシン類の1日摂取量(pg-TEQ/kg/日)(基準値:ダイオキシン類の耐容1日摂取量)※WHO-2006TEFを使用	基準値	実績値					目標値	
	年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度	
	-	0.93	0.85	0.83	0.85	0.69	4	
年度ごとの目標値		4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	-	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>○化学物質ファクトシートに新たに40物質の情報を追加し、第一種指定化学物質462物質のうち352物質のファクトシートを掲載した。</p> <p>○化学物質アドバイザーの派遣数は25回であり、目標値を下回った。</p> <p>○平成23年度のPRTR対象物質のうち届出対象物質見直し後も継続して届出対象物質として指定された276物質(以下「継続物質」という。)の環境への総排出量等は、前年度と比較して5.5%減少。</p> <p>○平成24年度には、全国推計排出量が100t以上で信頼性のある有害性情報が入手済みの22物質についてスクリーニング評価を実施した。</p> <p>○ダイオキシン類の1日摂取量は耐容1日摂取量4pg-TEQ/kg/日を下回っており、目標を達成した。</p> <p>○平成23年度には、831物質について化学物質の生態影響に関する有害性情報の収集・整理を行った。</p>
	目標期間終了時点の総括	-

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○化学物質ファクトシートの記載内容は学識者および製造・使用関連業界等の関係者の意見等を反映 ○届出外排出量推計におけるデータ解析及び信頼性の検証のために請負先に設置した作業部会における専門家等の助言等を踏まえた検討結果を施策に反映 ○「ダイオキシン類のばく露実態把握調査検討会」および「ダイオキシン類をはじめとする人への化学物質の蓄積量調査検討会」を設置し、専門家も参加して調査設計の検討やデータの分析評価等を実施。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>平成23年度PRTRデータの概要(平成25年2月公表) 平成23年度PRTR届出外排出量の推計方法の概要(平成25年2月公表)</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>環境安全課 環境リスク評価室 化学物質審査室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>上田 康治 長坂 雄一 瀬川 恵子</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年6月</p>
--------------	---	---------------	------------------------------------	-----------------	----------------

施策名	目標6-3 国際協調による取組				
施策の概要	POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)や、現在制定に向けて国際交渉中の水銀条約などの化学物質関連条約について、関連する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。				
達成すべき目標	化学物質関連条約に関する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携を図り、化学物質による環境リスクを低減させる。また、東アジア地域を対象とした化学物質対策に係る国際協力により、有害化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の状況(千円)				
	当初予算(a)	333,213	246,719	194,406	177,025
	補正予算(b)	2,160	△ 489	0	
	繰り越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	335,373	246,230	(※記入は任意)	
	執行額(千円)	342,483	234,309	(※記入は任意)	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-				

測定指標	1 GHSに基づく環境有害危険性分類を新規に実施した分類物質数	基準値	実績値					目標値
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		-	332	266	232	204	180	160
	年度ごとの目標値		332	266	232	180	190	
	2 化学物質に関する国際的プロジェクト等への貢献、連携の進捗状況		施策の進捗状況(実績) ・水銀条約の制定に向けた第5回政府間交渉委員会においては、条約条文案が合意された ・平成24年9月にSAICM国内実施計画を策定 ・水銀廃棄物管理に関するUNEPパートナーシップにおいて、廃棄物からの水銀放出の管理に関する優良事例集の策定を推進					目標 年度
3 アジア太平洋地域における物質管理等の進捗状況		施策の進捗状況(実績) ・POPs条約については、条約の有効性評価に資するため、東アジア地域におけるPOPsモニタリングの協力体制の構築に貢献するとともに、わが国を含め、当該地域におけるPOPsモニタリングをひき続き実施 ・新規POPs条約対象物質の追加を踏まえ、平成24年8月に改定国内実施計画を策定					目標 年度	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	○GHSについては、180物質について分類を行い、目標を下回った。 ○平成25年1月に開催された水銀条約の制定に向けた第5回政府間交渉委員会においては、条約条文案が合意されるとともに、条約の名称が「水銀に関する水俣条約」に決定され、条約の採択・署名のための外交会議が本年10月に熊本市・水俣市で開催されることが正式に決定した。 ○国際的な潮流に沿った包括的な化学物質対策の確立と推進に向けた取組のため、平成24年9月にSAICM国内実施計画を策定した。 ○水銀廃棄物管理に関するUNEPパートナーシップにおいて、廃棄物からの水銀放出の管理に関する優良事例集の策定を主導しているほか、水銀等有害金属の高精度環境監視を実施するなど、国際的な有害金属対策に貢献した。 ○POPs条約については、条約の有効性評価に資するため、東アジア地域におけるPOPsモニタリングの協力体制の構築に貢献するとともに、わが国を含め、当該地域におけるPOPsモニタリングをひき続き実施した。
	目標期間終了時点の総括	-

学識経験を有する者の知見の活用	水銀、POPs等に係る課題について、専門家による検討会を開催し、その検討結果を取組に反映。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成24年度 GHSに係る化学物質基礎データ整備等業務報告書 水銀に関する条約制定のための政府間交渉委員会第5回会合資料 SAICM国内実施計画
---------------------------	--

担当部局名	環境保健部 環境安全課	作成責任者名	上田 康治	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	-------------	--------	-------	----------	---------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

施策名	目標6-4 国内における毒ガス弾等対策				
施策の概要	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。				
達成すべき目標	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の状況(千円)				
	当初予算(a)	936,901	5,619,602	653,198	668,636
	補正予算(b)	0	△ 2,882,875	0	
	繰り越し等(c)	29,503	180,908	1,654,130	
合計(a+b+c)	967,371	2,917,635	2,307,328		
執行額(千円)	549,000	904,876	2,189,985		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-				

測定指標	1 A事案区域における環境調査等件数	基準値	実績値				目標値	
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
		-	8	6	8	5	2	-
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	2 医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業)	基準	実績値				目標	
年度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度	
-		153	153	153	150	150	-	
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	A事案区域等における土地改変時に際しての環境調査等を実施したほか、茨城県神栖市及び神奈川県平塚市における有機ヒ素化合物に係る地下水モニタリングを実施したことにより、被害の未然防止を図った。また、茨城県神栖市において、有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸に起因すると考えられる健康影響については、その健康不安の解消等に資することを目的とした緊急措置事業を実施した。
	目標期間終了時点の総括	-

学識経験を有する者の知見の活用	国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会及びジフェニルアルシン酸に係る健康影響等についての臨床検討会において、今後の方向性等について評価をいただいたところ。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	環境保健部 環境リスク評価室	作成責任者名	長坂 雄一	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	----------------	--------	-------	----------	---------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(環境省25-31)

施策名	目標7-1 公害健康被害対策(補償・予防)				
施策の概要	公害に係る健康被害について、公健法に基づき認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視等を行うことで、迅速かつ公正な補償並びに被害の予防及び健康の確保を図る。				
達成すべき目標	公健法に基づく公正な補償給付を迅速に行う。公健法による健康被害予防事業を推進し、被害の未然防止及び健康の確保を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	当初予算(a)	1,989,288	1,690,837	1,600,209	1,575,690
	補正予算(b)	0	0	0	0
	繰り越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	(※記入は任意)
	合計(a+b+c)	1,989,288	1,690,837	(※記入は任意)	(※記入は任意)
執行額(千円)	1,806,796	1,607,506	(※記入は任意)	(※記入は任意)	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-				

測定指標	1 公健法に基づく補償給付の支給の進捗状況	/	施策の進捗状況(実績)	目標
			公健法による被認定者に対し、公害の影響による健康被害に係る損害を填補するために、療養の給付、障害補償費等の補償給付を着実に支給。	年度 —
	2 健康被害予防事業等の進捗状況	/	施策の進捗状況(実績)	目標
			ぜん息患者等のニーズを予防事業に反映させるため、機構に対し、患者団体との連絡会や地方公共団体等へのヒアリングを実施させ、把握したニーズに基づいた事業に重点化を図るよう指導した。	年度 —
	3 公害保健福祉事業の進捗状況	/	施策の進捗状況(実績)	目標
			公健法による被認定者に対し、指定疾病により損なわれた健康を回復させ、回復した健康を保持又は増進させるために、リハビリテーションに関する事業等を、地方公共団体等と連携して実施。	年度 —
	4 環境保健対策基礎調査及び公害健康被害補償基礎調査の実施状況	/	施策の進捗状況(実績)	目標
			認定患者が受給する療養の給付の実態を把握するとともに判断困難な事例に係る知見を集積するために、公害診療報酬明細書等の点検を実施。地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察するために、環境保健サーベイランス調査を実施。	年度 —

施策に関する評価結果	目標の達成状況	公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)の被認定者への公正な補償給付、同法による健康被害予防事業の推進並びに環境汚染による健康影響の継続的監視等により、被認定者の補償を着実に実施するとともに、健康被害の予防及び健康の確保に努めた。
	目標期間終了時点の総括	-

学識経験を有する者の知見の活用	補償給付については、指定疾病に係る専門家からなる認定審査会における審査をもって適正な給付を確保している。また、環境汚染による健康影響の継続的監視においては、臨床、疫学等の専門家からなる検討会において調査方法の妥当性、結果の評価を行っている。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	環境保健部 企画課 保健業務室	作成責任者名	早水 輝好 近藤 恵美子	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	--------------------	--------	-----------------	----------	---------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

施策名	目標7-2 水俣病対策				
施策の概要	水俣病については、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法等に基づき、水俣病被害者の救済対策、水俣病発生地域の環境福祉対策の強化を図る。また、水俣病経験の情報発信と国際貢献及び水俣病に関する総合的研究を進める。				
達成すべき目標	水俣病認定者に対する迅速な補償給付。水俣病発生地域の再生・融和の促進。我が国の経験や技術を活かした情報発信と国際貢献。				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	当初予算(a)	12,103,245	13,235,964	15,035,487	14,711,082
	補正予算(b)	△1,328,094	672,543	0	0
	繰り越し等(c)	40,373,534	11,521,346	※記入は任意	
	合計(a+b+c)	51,148,685	25,429,853	※記入は任意	
執行額(千円)	49,048,800	22,933,959	※記入は任意		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」及び同法に基づく「救済措置の方針」				

測定指標	1 水俣病患者に対する療養費の支給の進捗状況	/	施策の進捗状況(実績)	目標値
			水俣病患者手帳等保有者に対する療養費(はり・きゅう施術費・温泉療養費含む)を着実に支給。	年度 —
	2 水俣病発生地域における医療・福祉事業の進捗状況	/	施策の進捗状況(実績)	目標
			胎児性水俣病患者や高齢化した水俣病患者等の生活支援、神経症状の緩和、運動障害等の改善・維持につながるリハビリテーションの実施等の事業を、地方公共団体等と連携して実施。	年度 —
	3 水俣病関連情報発信事業(講座・研修等)の進捗状況	/	施策の進捗状況(実績)	目標
			水銀による環境汚染等の問題を抱える東・東南アジアの国々を中心に、若手の環境行政担当者等を水俣に招聘し研修を行うとともに、環境問題・地域再生に関心のある市民、教育関係者、環境・教育を学ぶ学生、自治体、企業を対象としたセミナーを開催。	年度 —

施策に関する評価結果	目標の達成状況	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」に基づき、あたら限りの救済に向けて最大限の努力を行った。平成24年2月に申請期限を同年7月末と設定し、国、関係県、原因企業等による、精力的な周知広報を実施した。また、救済措置に加えて、引き続き水俣病問題の解決を図るために、「水俣病問題の解決に向けた当面の取組について」を公表し、水俣病に関する健康調査、医療・福祉施策の充実、地域の再生・融和(もやい直し)の推進や地域振興に重点を置いた様々な施策をとりまとめ、講じているところである。
	目標期間終了時点の総括	-

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	環境保健部特殊疾病対策室	作成責任者名	小林 秀幸	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	--------------	--------	-------	----------	---------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

施策名	目標7-3 石綿健康被害救済対策				
施策の概要	石綿の健康被害の救済に関する法律に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。				
達成すべき目標	石綿健康被害の救済対象者に、広く制度の存在を周知し、法に基づき被害者の救済を図る。石綿健康被害の予防に関する調査研究の推進。				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	当初予算(a)	794,794	749,621	667,561	771,086
	補正予算(b)	0	0	0	0
	繰り越し等(c)	0	0	※記入は任意	
	合計(a+b+c)	794,794	749,621	※記入は任意	
執行額(千円)	667,000	648,000	※記入は任意		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-				

測定指標	1 石綿法に基づく認定業務の進捗状況(療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数)	基準値	実績値				目標値	
		18年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	28年度
		173	177	178	175	164	130	140
	年度ごとの目標値							
2 7地域における環境リスク調査の進捗状況	施策の進捗状況(実績)					目標		
	第2期調査(H22~H26)を平成24年度までと同じ調査対象者に対して継続実施することにより、石綿ばく露の状況の違い等による石綿関連所見や石綿関連疾患の発生状況等の比較を行い、石綿ばく露者の中・長期的な健康管理の在り方を検討するための知見を収集しているところ。					年度		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	○石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、平成24年度末までに8,647件(平成23年度末:7,510件)が認定されており、被害者の救済は着実に進んでいる。 ○平成23年度調査の結果、受診者は2,979人であった。X線検査によって石綿ばく露特有の所見である胸膜プラークが見られた者は350人であり、また、350人のうち職業等によるばく露歴が確認できない者(一般環境経由による石綿ばく露を否定できない者)者は121人であった。
	目標期間終了時点の総括	-

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	石綿健康被害対策室	作成責任者名	神ノ田 昌博	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	-----------	--------	--------	----------	---------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(環境省25-34)

施策名	目標7-4 環境保健に関する調査研究				
施策の概要	健康被害をもたらしている可能性が指摘され、国民的な関心は高いが因果関係は科学的には明らかにされていない種々の環境因子について、調査研究を推進する。また、既に明らかになっている知見について、一般に分かりやすく情報提供を行い、必要な対処等を行うよう意識啓発を進める。 ①花粉症についての情報や花粉の飛散予測等について、一般に情報提供を行い、花粉症の発症・増悪の予防を進める。 ②黄砂の健康影響についての実態を明らかにし、必要に応じて適切な対応を検討する。 ③熱中症や紫外線、電磁界の健康影響について、科学的な知見を収集し、一般に普及啓発を行う。				
達成すべき目標	花粉症、黄砂の健康影響、熱中症や紫外線、電磁界の健康影響について調査研究を進めるとともに、一般に普及啓発を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	当初予算(a)	30,453	24,393	26,364	25,480
	補正予算(b)	0	0	0	0
	繰り越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	30,453	24,393	(※記入は任意)	
執行額(千円)	26,292	24,265	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-				

測定指標	1 熱中症対策講習会受講者数	基準値	実績値				目標値	
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
		-	-	-	-	-	1194	-
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	2000	-
2 花粉飛散の予測モデルの精緻化及び花粉症についての普及啓発	施策の進捗状況(実績)						目標	
	花粉の飛散予測については、予測に関する報道発表を2回から3回に回数を増加						年度	
3 黄砂による健康影響についての調査研究の進捗状況	施策の進捗状況(実績)						目標	
	黄砂の健康影響についての知見を収集するとともに、次年度に実施する疫学調査の研究計画を策定						年度	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ○花粉の飛散予測については、予測回数を増やすことができた。 ○黄砂の健康影響についての知見を収集するとともに、次年度に実施する疫学調査の研究計画を策定した。 ○熱中症についての普及啓発資料を作成配布するとともに、熱中症対策講習会を実施し、1200名弱の参加者を得られた。
	目標期間終了時点の総括	-

学識経験を有する者の知見の活用	それぞれの事業において、専門家による検討会を設置し、意見聴取を行っている。
-----------------	---------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成24年度熱中症対策に係る地方自治体等担当者向け講習会開催業務報告書 平成24年度花粉症に関する調査・検討業務報告書 平成24年度黄砂による健康影響調査検討業務報告書
---------------------------	--

担当部局名	環境保健部 環境安全課	作成責任者名	上田 康治	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	-------------	--------	-------	----------	---------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(環境省24-39)

施策名	目標9-1 環境基本計画の効果的实施				
施策の概要	各主体における環境配慮の織り込みの推進や環境白書等を活用した普及啓発等を行うなど、環境基本計画の効果的な実施により、環境保全に関する施策の効果的な実施を図る。				
達成すべき目標	環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進。				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	当初予算(a)	74,936	79,618	64,572	85,762
	補正予算(b)	-	-	-	-
	繰り越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	-
	合計(a+b+c)	74,936	79,618	(※記入は任意)	-
執行額(千円)	56,620	68,201	(※記入は任意)	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

測定指標	1 第四次環境基本計画の閣議決定		施策の進捗状況(実績)	目標年度
			平成24年4月に第四次環境基本計画について閣議決定した。	-

施策に関する評価結果	目標の達成状況	平成23年3月からの第三次環境基本計画の見直しを行い、平成24年4月に第四次環境基本計画の閣議決定を行った。
	目標期間終了時点の総括	

学識経験を有する者の知見の活用	平成23年3月の環境大臣からの「環境基本計画について」の諮問を受け、中央環境審議会総合政策部会において審議が行われた。なお、平成24年4月に同審議会から環境大臣に対して答申が行われ、これを踏まえ、第四次環境基本計画を閣議決定した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	総合環境政策局環境計画課	作成責任者名	岡谷 重雄	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	--------------	--------	-------	----------	---------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(環境省24-40)

施策名	目標9-2 環境アセスメント制度の適切な運用と改善					
施策の概要	環境に影響を及ぼすと認められる意思決定の各段階において環境影響評価制度等を通じ、環境保全上の適切な配慮を確保する。					
達成すべき目標	環境影響評価法に係る技術手法の向上を図りながら、環境影響評価に関する情報をインターネット等を活用して提供するなど、環境保全上の適切な配慮を確保する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	210	386	1,038	1,204
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰り越し等(c)	0	0	▲ 288	
		合計(a+b+c)	210	386	750	
執行額(百万円)	167	348	473			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	1 環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数(途中から法に基づく手続に乗り換えたものの内数)[件]	基準値	実績値					目標値
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
			179(50)	188(50)	196(50)	203(50)	308(123)	
	年度ごとの目標値							
	2 環境影響評価法に係る環境大臣意見の提出累積回数(回)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
年度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度	
		120	125	129	134	154		
年度ごとの目標値								

施策に関する評価結果	目標の達成状況	環境影響評価法施行令の改正により、平成24年10月から風力発電所が環境影響評価法の対象となった。これに伴い、風力発電所における環境影響評価手続の先行実施等を行った。 また、環境影響評価制度の普及・啓発や環境影響評価の知見・技術の向上を図るため、平成10年度よりウェブページにおいて、手続状況や環境アセスメントに関する情報を提供している。
	目標期間終了時点の総括	

学識経験を有する者の知見の活用	○環境影響評価法の改正等を受けて、計画段階配慮手続が導入され、本手続の望ましいあり方について「計画段階配慮技術手法に関する検討会」を開催し、法改正により追加される配慮書手続等の実施方法等について提言を受けた。 ○環境影響評価法に基づく環境大臣意見の形成における透明性及び技術的水準の確保を図るため、環境影響審査助言委員会の検討・助言を受けて選定した個別事業助言委員から助言を受けた。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	法に基づく案件数 http://www.env.go.jp/policy/assess/3-3statistic/index.html
---------------------------	---

担当部局名	総合環境政策局環境影響評価課	作成責任者名	上杉 哲郎	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	----------------	--------	-------	----------	---------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(環境省24-41)

施策名	目標9-3 環境問題に関する調査・研究・技術開発					
施策の概要	環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の気候や環境影響の解明・予測、環境と経済の相互関係に関する分析、対策技術の開発など各種の調査研究・研究開発を実施するとともに、研究開発のための基盤の整備、成果の普及により環境分野の研究・技術開発を推進し、環境問題の解決や持続可能な社会の構築の基礎とする。					
達成すべき目標	環境技術の研究開発を進め、環境と経済の統合された社会の実現に寄与する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	9,956,418	13,008,853	12,729,705	11,765,925
		補正予算(b)	-	308,797	-	-
		繰り越し等(c)	△312,473	△1,301,012	(※記入は任意)	-
		合計(a+b+c)	9,956,418	12,016,638	(※記入は任意)	-
	執行額(千円)	9,540,030	11,966,322	(※記入は任意)	-	
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定)において、以下のことが述べられている。 ・科学技術は、我が国の豊かさや人々の安全な暮らしの実現、経済をはじめとする国力の基盤の構築に資するとともに、知のフロンティアを切り拓き、我々人類の直面する課題の克服に貢献するための手段である(第1章 4.(1)) ・新たな価値の創造に向けて、我が国や世界が直面する課題を特定した上で、課題達成のために科学技術を戦略的に活用し、その成果の社会への還元を一層促進するとともに、イノベーションの源泉となる科学技術を着実に振興していく必要がある。(第1章 4(2)①)					

測定指標	1 環境研究総合推進費の事後評価(5段階)で上位2段階を獲得した課題数(上位2段階の課題数/全評価対象課題数)	基準値	実績値					目標値
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
		-	22/33 (66.7%)	26/36 (72.2%)	20/38 (52.6%)	18/46 (39.1%)	29/58 (50.0%)	60%以上
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-
	2 環境技術実証事業における実証技術数(単位:件)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
年度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度	
87		87	87	72	49	77	対象技術分野数×10	
年度ごとの目標値		60	70	70	80	80	-	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 環境研究総合推進費(競争的資金)については、測定指標の目標値達成に向け、中間評価の厳格化と適切なフィードバックを行うとともに、各研究課題に係る原課に研究管理への積極的参画を求めるとともに、運用改善を図っているところ。 環境技術実証事業における実証技術数については、近年安定的に推移し、通算520技術を実証しており、アメリカに次いで世界トップレベルの実績を有している。
	目標期間終了時点の総括	

学識経験を有する者の知見の活用	研究・技術開発課題については、外部有識者により事前・中間・事後評価を実施しており、その評価結果を踏まえ研究・技術開発を実施している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・環境技術実証事業:実証技術情報(実証結果一覧) http://www.env.go.jp/policy/etv/list_20.html
---------------------------	--

担当部局名	総合環境政策局環境研究技術室	作成責任者名	吉川 和身	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	----------------	--------	-------	----------	---------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(環境省24-42)

施策名	目標9-4 環境情報の整備と提供・広報の充実				
施策の概要	環境保全施策を科学的、総合的に推進するため、環境問題に係る情報を体系的に整備し利用を図るとともに、様々なニーズに対応した情報を整備し、各主体への正確かつ適切な提供に努める。また、地球環境問題から身近な環境問題までの現状と取組について、各種媒体を通じた広報活動を行う。				
達成すべき目標	環境情報の体系的な整備、国民等への提供を行い、環境行政の各種施策を推進する基盤とする。				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の状況(千円)				
	当初予算(a)	1,430,397	1,601,703	1,805,745	1,300,532
	補正予算(b)	-	-	-	-
	繰り越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	-
合計(a+b+c)	1,430,397	1,601,703	(※記入は任意)		
執行額(千円)	1,355,626	1,484,979	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

測定指標	環境情報に関する国民の満足度(%)	基準値	実績値				目標値	
		年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度
		-	24.4	17.9	16.5	-	16.3	-
年度ごとの目標値			-	-	-	-		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成17年版環境分析用産業連関表」の作成に着手し、統合大分類レベルの環境フロー表及び取引基本表における処理部門を作成し、課題を抽出した。 ・我が国における環境政策情報に関するポータルサイトを構築し、本格的な運用を開始した。 ・環境調査研修所においては、国及び地方公共団体等の職員等を対象として40コース(45回)の研修を実施し、1,743名が所定の課程を修了した。
	目標期間終了時点の総括	

学識経験を有する者の知見の活用	・平成25年度に実施予定の「平成17年版環境分析用産業連関表」の整備並びに平成26年度以降に実施予定の「平成23年版環境分析用産業連関表」の整備のため、学識経験者から意見聴取を行い知見の反映を行った。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	総合環境政策局環境計画課 大臣官房会計課 大臣官房総務課環境情報室 大臣官房政策評価広報室	作成責任者名		政策評価実施時期	平成25年6月
-------	--	--------	--	----------	---------